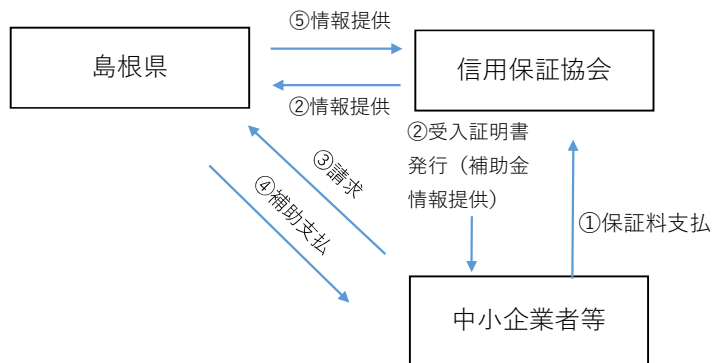


# 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応資金（国庫補助制度分）の条件変更により追加で発生する信用保証料補助金交付の流れ

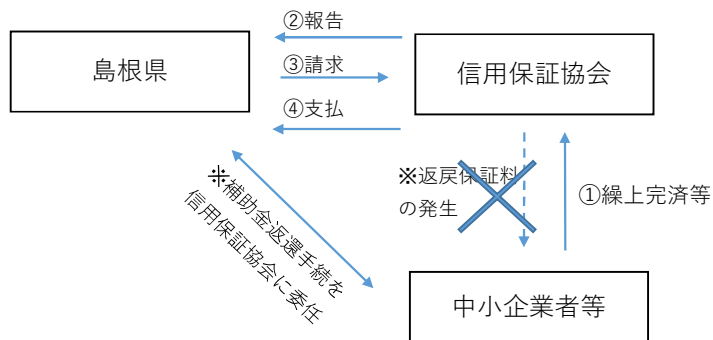
**支援の対象**  
 「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」（国庫補助制度）を借入当初から据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で期間延長する条件変更をしたとき、事業者が信用保証協会へ追加で支払った信用保証料

## < 補助金の支出 >



- ① 中小企業者等は、条件変更によって追加で保証料を信用保証協会に支払う。
- ② 信用保証協会は、保証料を受領したことを県に通知併せて、中小企業者等に保証料受入証明書を発行（補助金申請の情報提供）
- ③ 中小企業者等は、県に補助金交付申請（補助金返還手続を信用保証協会へ委任）
- ④ 県は、中小企業者等に額の確定通知を行い、補助金を支出（返戻保証料の取扱の確認）
- ⑤ 県は、信用保証協会に、中小企業者等に行った額の確定通知及び中小企業者等より申請のあった補助金交付申請の写しを送付

## < 返戻金発生 >



- ① 中小企業者等は、繰上完済等の手続を実施  
 ※補助金交付申請の際、返戻保証料発生時の補助金返還手続を信用保証協会に委任済
- ② 信用保証協会は、県に繰上完済等の報告（当該年度分を翌年度当初に報告）
- ③ 県は、信用保証協会に請求
- ④ 信用保証協会は、県に支払